

国税庁は、確定申告期限について「コロナウィルスの影響があった場合」、4月15日まで延長可としました。延長する場合は、申告書に「コロナウィルスによる申告・納付期限延長申請」と記載します。事情のない場合は、3月11日の集団申告に間に合うよう準備しましょう。

# 名古屋北部民商ニュース

発行：2022年2月14(月) No. 460

名古屋北部民主商工会  
〒462-0035 北区大野町3-19  
TEL (052)915-8111  
FAX (052)915-8111  
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

## 今年の3・13は「3月11日」！自信をもって申告を！！

### 事業復活支援金学習会を開催

2月8日(火)午後2時からと午後7時30分からの2回、1月31日に申請が始まった「事業復活支援金学習会」を行い、昼8人、夜7人の計15人が参加。昼の部では、事務局が申請要領をスクリーンに映しながら、申請の条件、給付額の計算の仕方、添付書類などを説明。申請パターンが4パターンあるので、自分が、どのパターンになるのか確認し、準備をしっかりと申請に臨もうと話しました。「私は月次支援金をもらってるからパターン4の簡単申請でできそう」「うちは、申請IDの発番からやらないといけないけど、自分でできるかしら」など、それぞれの申請方法を確認していました。夜の部では、春原行政書士が講師を務め、事前確認や申請手順などを説明。昨年、一時支援金や月次支援金を申請した場合は、事前確認が必要ありませんが、必要な方々は、春原行政書士に、その場で事前確認の予約を行いました。



### 愛協協「いりゃあせ！いこまい！つなごうマルシェ」

2月6日名古屋市熱田区の労働会館で、「マルシェ」が開催され、33店舗、90名が参加しました。北部民商からは、婦人部役員の三浦さん、坪井さんと婦人部員の植木さん、守山西支部長の和賀井さんが参加。坪井さんは、手作りの刺繍入りのトートバッグや小物、植木さんは革細工を出店。ほかには、ブリザードフラワー、常滑焼の急須など、多彩なお店がそろい、みなさん買い物を楽しんでいました。「まんえん防止措置」期間中の開催とあって、消毒、換気、マスク着用、希望者は抗原検査も行い、コロナ感染対策を徹底。「雪が降る中、たくさんの方に会えてうれしかった」「次回も参加したい」と笑顔が広がりました。



### ハラスメント対策を考える⑥ 弁護士 加藤悠史 (名古屋北法律事務所)

今回はハラスメントが発生する要因についてです。

ハラスメントの要因には大きく分けて、(1)個人の要因と(2)職場の要因があります。

個人の要因は、ハラスメントをしてしまいがちな人はどんな人かという趣旨です。明確に線引きができるわけではないですが、ある研究では、自分の力が他者と比べて大きい、強いと認識しているタイプ、自分が完璧であることが最大の価値であるタイプ(求める能力の基準が高くなりがち)、自分の上役から認められることが何よりも大事であり、自分に対する高い評価を求めているタイプはハラスメントを起こしやすいとされています。個人の要因は、簡単には変えることが難しいですが、自らがそうした要因があるのではないかと常に気にすることが重要です。次のようなセルフチェックなどもありますので、該当する方は気を付けてみましょう。「女性社員をちゃんづけで呼ぶ」「『男のくせに』などと、つい言ってしまう」「仕事でいちばん大切なのは結果だ」「部下には丁寧な話し方はしない」「部下への指示にはメールやSNSを使うことが多い」「『でも』『だって』など、言い訳をする人間は大嫌いだ」「最近の若者は打たれ弱いと思う」

次に職場の要因ですが、これは、職場環境を意識することで改善につながります。特に①過重労働とストレス、②職場のコミュニケーション不足、③成果主義、④雇用形態の多様化、⑤閉鎖的な職場、⑥ハラスメント意識の欠如などの環境がないか注意しましょう。過重労働によるストレスがイライラを引き起こし、他者の人格を否定する言動につながりやすいことや、普段からコミュニケーションが不足しており他者を認められない環境にあることがハラスメントにつながりやすくなります。他にも正規非正規の立場の違いや、外部の意見を取り入れにくい会社はハラスメントにつながりやすいとされています。こうした環境にある会社では特にハラスメントが起きていないか、気にかける必要があります。